

さに給付によってプラスとなるように、マイナンバーにとってプラスとなるように、そしてそれが

化給付金の問題を最初に取り上げさせていただきます。

ことは例がありませんから、そういう意味で

は、極めて私どもとしては今の状況を理解した上でやらせているんだと思つておるんで

國民の生活のまさに利便性の向上に十分資するよ

うに頑張つてまいりたいと思っております。

三千百七十六億円の予算で、約百五十万業者の申

表、ここに収入金額が記載されていない場合など、これはどうなるのかというふうに、実は五月十三日の衆議院経産委員会で我が党の笠井亮議員

○野田(佳)委員 時間が来ちゃつたんですけども、一問だけいいですか、短く。いいですか。

これは、マイナンバーの肝は、これから私は銀

行口座との連動だと思うんです。それができるかどうかだと思いますが、これはちょっと大臣の御認識をお伺いしたいと思います。

○麻生国務大臣 最初に導入した総務大臣。ちょっと御記憶をいただければ幸いですけれども、もう十何年前の話ですけれども。

一部改正法の制定で平成三十年一月からこれは開始をさせていただいておりますのは御存じのとおりなんですが、これは金融庁としても着実に実行を図る。これはメリットが、持ついたら何のためになったのかというのが、ついこの間まで免許証がわりにしか使えませんよ、こんなものは。僕はほとんど、大事にしておいてくれと総務省が言うから大事にしてみんなしまつてあるんだから、使いようがありませんがな。

だから、どんどん使えという話に変えないかねのであって、今回はいい機会なんで、住所変更等々の手続などにこのマイナンバー提供というのを簡単にやつていただけるような案内を行う等々、どんどん宣伝、利用をする範囲を広めれば広めるほど使い勝手がよくなるようにしてやらぬとなかなか使えませんので、ぜひ付番を確実に進めていくように、これは業界に対しましても私どもとしては要請を行わせていただけます。

○野田(佳)委員 ありがとうございました。
○田中委員長 次に、清水忠史君。
○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。きょうは、中小企業、小規模事業者、それからフリーランスを含みます個人事業主の方への持続

請を想定しているということでありました。今後、経済への影響次第では更に申請の増加も考えられるのではないかと思います。

現在の持続化給付金は、今年度補正で総額二兆三千百七十六億円の予算で、約百五十万業者の申請が想定しているということでありました。今後、経済への影響次第では更に申請の増加も考えられるのではないかと思います。

これは、マイナンバーの肝は、これから私は銀行口座との連動だと思うんです。それができるかどうかだと思いますが、これはちょっと大臣の御認識をお伺いしたいと思います。

○麻生国務大臣 最初に導入した総務大臣。ちょっと御記憶をいただければ幸いですけれども、もう十何年前の話ですけれども。

一部改正法の制定で平成三十年一月からこれは開始をさせていただいておりますのは御存じのとおりなんですが、これは金融庁としても着実に実行を図る。これはメリットが、持ついたら何のためになったのかというのが、ついこの間まで免許証がわりにしか使えませんよ、こんなものは。僕はほとんど、大事にしておいてくれと総務省が言うから大事にしてみんなしまつてあるんだから、使いようがありませんがな。

だから、どんどん使えという話に変えないかねのであって、今回はいい機会なんで、住所変更等々の手続などにこのマイナンバー提供というのを簡単にやつていただけるような案内を行う等々、どんどん宣伝、利用をする範囲を広めれば広めるほど使い勝手がよくなるようにしてやらぬとなかなか使えませんので、ぜひ付番を確実に進めていくように、これは業界に対しましても私どもとしては要請を行わせていただけます。

○野田(佳)委員 ありがとうございました。

臣の所見を伺います。

〔委員長退席、あかも委員長代理着席〕

○清水委員 その上で給付を認めることはあり得ません。

持続化給付金については、やはり、申し込んだけれどもまだ振り込みがないという方、非常に問合せがふえております。きょうもテレビでやっていましたけれども、新橋あたりの焼き鳥屋さんは、これはおかみさんですけれども、毎日の日課はまず通帳を記入することだ、そこに振り込まれているかどうかを確認して、それがないので毎日がつかりしているということなんですね。

ただやはり、今、経産省、中企庁の皆さんもフル回転で頑張っておられるというふうに伺っておりますので、人員の体制整備だと必要な拡充といふこともやりながら、そうしたスピードアップ

べきだと思つておる方には、現金で二百万円支給という、過去にこんな

うふうには思つておりません。

更に申請の増加が考えられるということで、さ

らに、申請期間は来年の一月十五日までございま

す。仮にこの持続化給付金の予算が不足する場合は、予算を拡大するということとも検討していくかな

ければならないと思うんですが、麻生太郎財務大臣の所見を伺います。

○麻生国務大臣 持続化給付金というのは、もう

御存じのよう、事業継続のために困つて

いる方の現金で二百萬円支給という、過去にこんな

うふうには思つておりませんがな。

先ほどMMT、現代貨幣理論についてお話を

ありました。やはり問われているのは、財務省の

いうことですから、とりわけバー・ナイトクラ

ブ、さらには接待を伴う飲食店等については非常

に営業が困難になるのではないか、そういう点で

おりなんですが、これは金融庁としても着実に実

行を行つた。これはメリットが、持ついたら何のためになったのかというのが、ついこの間まで免

許証がわりにしか使えませんよ、こんなものは。僕はほとんど、大事にしておいてくれと総務省が

行を行つた。これはメリットが、持ついたら何

のためになったのかというのが、ついこの間まで免

許証がわりにしか使えませんよ、こんなものは。僕はほとんど、大事にしてみんなしまつてあるんだから、使いようがありませんがな。

だから、どんどん使えという話に変えないかね

のであって、今回はいい機会なんで、住所変更等々の手続などにこのマイナンバー提供というのを簡単にやつていただけるような案内を行う等々、どんどん宣伝、利用をする範囲を広めれば広めるほど使い勝手がよくなるようにしてやらぬとなかなか使えませんので、ぜひ付番を確実に進めていくように、これは業界に対しましても私どもとしては要請を行わせていただけます。

○野田(佳)委員 ありがとうございました。

臣の所見を伺います。

〔委員長退席、あかも委員長代理着席〕

○清水委員 その上で給付を認めることはあり得ません。

持続化給付金については、やはり、申し込んだけれどもまだ振り込みがないという方、非常に問合せがふえております。きょうもテレビでやっていましたけれども、新橋あたりの焼き鳥屋さんは、これはおかみさんですけれども、毎日の日課はまず通帳を記入することだ、そこに振り込まれているかどうかを確認して、それがないので毎日がつかりしているということなんですね。

ただやはり、今、経産省、中企庁の皆さんもフル

回転で頑張っておられるというふうに伺っておりますので、人員の体制整備だと必要な拡充といふこともやりながら、そうしたスピードアップ

べきだと思つておる方には、現金で二百萬円支給という、過去にこんな

うふうには思つておりませんがな。

更に申請の増加が考えられるということで、さらには、申請期間は来年の一月十五日までございま

す。仮にこの持続化給付金の予算が不足する場合は、予算を拡大するということとも検討していくかな

うふうには思つておりませんがな。

ただやはり、今、経産省、中企庁の皆さんもフル回転で頑張っておられるというふうに伺っておりますので、人員の体制整備だと必要な拡充といふこともやりながら、そうしたスピードアップ

とについては、まさに個別に慎重に検討を行つ必要がありますものと考えております。

具体的には、今お話しになつたケースですと、例えば、青色申告決算書に税務署の収受印が押されているということで真正性が確認できるということだとか、あと、その売上欄に確定申告書第一表にもともと記載すべきである売上げが記載されていることが確認できる場合には、この確定申告書第一表に売上げの記載がないという場合でも代替できる可能性はあると考えております。

○清水委員 私の事務所にもいろいろ問合せが来ておりまして、ある自営業者は、確定申告書第一表の収入金額等が未記入のため、売上台帳などを添付したということなんですね。そうしたところ、不備、特記事項という形で、いわゆる申請フォームから、返信が、問合せが返つてきました。うことなんですね。内容は、確定申告書の収入金額等の項目において事業所得金額が確認できませんでした、収入金額が確認できる収支内訳書を追加で添付してください、こう書かれていたそいで。

つまり、国税庁の申告の様式にある収支内訳書を追加で送つてほしいということだと思いますが、このような資料で審査することもケースとしてはあるということによろしいでしょうか。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。

売上台帳でやつてみたけれども不備のメールが来たということで、その不備のメールの示唆の中で、こういった書類を出すということを考えられるんじやないかということで、担当の方が判断して御連絡したということかと思います。

○清水委員 次に、新規開業特例について伺いたいと思うんです。

個人事業主の開業・廃業等届け書又は事業開始等申告書の提出が求められています。去年一年間の間に開業した事業者については、持続化給付金の申込みのときにそういうものを出しなさいと、開業時に開業届などを提出するのを失念して

いた、あるいは知らないかったということで、そのまま事業を始めたという方が実際多いんですよ。恐らくこれはお耳にも入つてているかと思います。昨年十一月に開業した、十一月、十二月の売上げがあるわけです。ところが、持続化給付金は、一年間に通算すると、それを十二で割ります。ですから、その二ヶ月分の売上げを十二で割つて、その金額より、ことし二月、三月、四月の一月の売上げが五〇%を切るかといえば、そうじゃないわけですから、実は十一月からやりました、じや十一月から開業したという届け書を出しながら、これはそのとおりだと思うんですね。

ただ、そうした開業届等を出すのを失念しているということでお、こういう開業届のない事業者と返信が、仮に、昨年の十一月、十二月の売上げいうのは、仮に、昨年の十一月、十二月の売上げが五〇%以上落ち込んだという場合、これは救済する方法、というのはないんでしょうか。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。

まず、原則でございますけれども、新規に開業された方という場合は、個人事業の開業・廃業等届け書又は事業開始等申告書の提出をお願いします。これが原則でござります。

一方で、御指摘のよう、何らかの事由でこれを見つけていないこともあります。これが原則でござります。

一方で、御指摘のよう、何らかの事由でこれを見つけてみたけれども不備のメールが来たということで、その不備のメールの示唆の中で、こういった書類を出すということを考えられるんじやないかということで、担当の方が判断して御連絡したということかと思います。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。

一方で、御指摘のよう、何らかの事由でこれを見つけてみたけれども不備のメールが来たということで、その不備のメールの示唆の中で、こういった書類を出すということを考えられるんじやないかということで、担当の方が判断して御連絡したということかと思います。

○清水委員 そのチラシがどうかと、そのチラシに何が書いてあるかと、いうことにもよるのと、今ここで、チラシはオーケーというわけにはちょっといかないわけですから、いざれにせよ、個別に審査が必要になりますので、給付までに通常よりも時間を要するということをちょっと御理解をいただきたい上で、開業日とか所在地とか代表者とか業種とか、あるいは書類の提出日の記載がある書類でも申請は可能といたします。

○清水委員 そのチラシに本当に具体的にいつから開業したというようなことが記載されている場合は参考資料として扱つていただきたいと思います。

それから、先週も議題となりました、フリーランスなどの個人事業者の事業収入認定について伺いたいと思います。

フリーランスなど個人事業主が、昨年度の確定申告で事業収入を雑所得や給与所得で申告した場合の対応について、梶山経産大臣が先週十三日の経済産業委員会でこう述べております。新たな制度を今週中に考え出したい、しっかりとそいつた方々も手を差し伸べたい、こう答弁されました。が、その後どのような方針が決まりましたでしょうか。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。

フリーランスなど個人事業主の方には、事業からの収入を事業収入ではなく雑所得であるとか給与所得のもととなる収入に計上して、結果的に持続化給付金の対象とはならない方もいらっしゃる。このチラシを持参された方にはギヨーザを一人前サービスしますとか、そういうチラシをつくる場

合がありますし、あるいは保健所に営業許可証を出すことになつていますけれども、この営業許可証で営業開始時期というのを推定するということも可能かというふうにも思うんですが、こうして資料等を個別に判定していくことで理解してよろしいでしょうか。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。

具体的にどのような仕組みになるかと、いうことでございまして、雑所得については、ネットオーフィションであるとかあるいは株式の売却益であるとか、さまざまな収入が計上されるわけでございます。そうじた中でどのような形で事業の実態を把握できるかということが難しさでございまして、こういったところで、現在、制度の仕組みづくりを検討しているということでござります。

この具体案につきましては、できるだけ速やかにお示しするよう、引き続き全力で検討を進めてまいりたいと思います。

○清水委員 いわゆるフリーランスの方々は固唾をのんで、どのような方針が出るのか、自分が本当に支援対象となるのかどうかということで見守つておられるということがあります。できるだけ早期にということもありますけれども、ここでもやはり実態を見て、個人事業主だということが判定できれば支給対象としていくということで、重ねてお願いをしておきたいと思います。

次に、生活保護の問題ですね。新型コロナウイルスの感染拡大が広がるもとで営業や雇用に影響が生まれまして、生活に困難を來し、生活保護を申請するケースがあつていています。

ルスの感染拡大が広がるもとで営業や雇用に影響が生まれまして、生活に困難を來し、生活保護を申請するケースがあつていています。

州では四月の生活保護申請件数が、宮崎市で前年同月比で四割増、佐賀市では六割増となつていて、生活弱者への影響が本格的に出てくるのは五月以降、六月以降ではないかというふうにも言われております。やはり現場での対応が求められていくかと思うんですね。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定された四月七日に、厚生労働省の社会・援護局保護課から各都道府県等の生活保護担当課に、

生活保護に関する事務連絡が発出されています。これは、新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応についてと、いう事務連絡ですが、生活保護の認定に当たり柔軟に簡素に対応することを求めているものですが、この時期にこのような内容の事務連絡を発出した意図、目的について説明していただけるでしょうか。

○辺見政府参考人 お答え申し上げます。

生活保護におきましては、保護を必要とする方に確実かつ速やかに保護を実施するということが必要と考えているところでございます。このため、御指摘の事務連絡につきましては、現下の状況において生活保護制度を適切に運用する上で特に留意が必要な事項について、福祉事務所に対しお示しをしたものでございます。

具体的には、稼働能力の活用の有無について、新たに就労の場を探すことが困難な場合には判断を留保できること、まだ、一時的な収入の減少によりまして保護が必要となる方について、今般の事態の収束後スマートに就労を再開できるよう、通勤用の自動車ですとか、自営業に必要な資産の保有につきまして柔軟に取り扱うこと、こういった弾力的な運用につきまして、今般の実態に合わせた形で周知をしたところでございます。

これに加えまして、生活保護が必要な方が保護を受けられるよう、生活困窮者自立支援制度の窓口と福祉事務所の連携についても依頼をしているところでございます。

○清水委員 必要な方には、本当に生活保護の申請が阻害されないように、しっかりと対応をしていただくことが大切ですし、食べるものがないとか、あるいは、この間、炊き出しに並んでおられる方々とか、たくさんいらっしゃるわけですね。このような方々に、やはりしっかりと生活保護が受給されるように、せっかく四月七日に事務連絡を发出されたわけですから、それが各窓口に徹底されるように、ぜひお願いをしておきたいと思います。

それで、今言いました事務連絡のように、この

○辺見政府参考人 お答え申し上げます。

生活保護につきましては、国が憲法に基づく最低限度の生活の保障について大きな責任を持つて、国の負担割合を四分の三と法律に設定し、残り四分の一を地方自治体に負担いただいているところでございます。

地方自治体においても、それぞれの管内の住民の保護の実施につきまして責任を負っていただいているところであり、費用についても一定割合御負担していただくべきものと考えているところでございます。

○清水委員 実は、その地方負担の四分の一につきましても、これは基準財政需要額の算定基準とされており、費用についても一定割合御負担していただかなければなりません。それで、私の知人の弁護士がつくりました、逆引きといいますか、一覧性のある、困っている人、自分が何に困ついたらどういう制度が利用できるんだ、こういったものを添付資料として配付させていただきました。そのカードは非常に話題を呼びまして、大手の新聞社あるいはNHKなどでも取り上げられたというふうに聞いております。

○田中委員長 次に、青山雅幸君。

○青山(雅)委員 日本維新の会・無所属の会、青山雅幸でございます。

本日も、貴重な質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

早速ですけれども、質問させていただきます。

今回のコロナウイルス感染パンデミックで、いろいろと今の我が国政府が抱える問題点が見えてきた部分があろうかと思います。それは、一つには、やはり機動性の部分が少し欠けているところがあります。それから、官僚組織がありがちなところではありますけれども、工夫に欠けるところがある。こういったことが非常に浮かび上がってきたのではないかと思っております。

一方、利点もありますと、それは、指摘があればきちんと改善していく、本当に、気づけば真面目に取り組んで日々改善されていく、そういうところがあるということを感じさせていただいております。

一つ例を挙げますと、当委員会でも以前私が質問したときに、政府のさまざまな諸施策、非常にいいものがあつたんだけれども、それが国民に非常にわかりにくい、ですから、それが正當に評価されない、あるいは使われないという非常に残念な結果を生んでいる。それで、私の知人の弁護士がつくりました、逆引きといいますか、一覧性のある、困っている人、自分が何に困ついたらどういう制度が利用できるんだ、こういったものを添付資料として配付させていただきました。そのカードは非常に話題を呼びまして、大手の新聞社あるいはNHKなどでも取り上げられたというふうに聞いております。

○清水委員 まさに、その地方負担の四分の一につきましても、これは基準財政需要額の算定基準とされており、費用についても一定割合御負担していただかなければなりません。それで、私の知人の弁護士がつくりました、逆引きといいますか、一覧性のある、困っている人、自分が何に困ついたらどういう制度が利用できるんだ、こういったものを添付資料として配付させていただきました。そのカードは非常に話題を呼びまして、大手の新聞社あるいはNHKなどでも取り上げられたというふうに聞いております。

こういったものをぜひ政府の広報にも取り入れてください、これは党の対策本部でもお願いしたことがありますから、何か自治体の一般会計の中に占める生活保護費の割合が大きくなつたからと、いつ自治体財政を圧迫しているという単純なことではないということが、国が四分の三しかかります。それで、今まで申請につながるといふふうに認定されると、当然、国の予算上、生活保護費がふえることになると思うんです。今回の特徴は、自営業の方が、例えば機材を売却せずとも保護の申請ができるわけです、自動車の保有についても、コロナ終息後また收入がふえるというふうに認定されるということであれば、その保育についても認められるということでですから、窓口は広がるわけで、いつときかもわからせんけれども、保護費はふえていくというふうに思うんですね。そうなると地方自治体が圧迫されるではないかという声もあるんですが、この生活保護費について、国の負担割合はどうなつているのか、組みについて簡単に教えていただけますでしょうか。

○辺見政府参考人 お答え申し上げます。

生活保護につきましては、国が憲法に基づく最も低い負担割合を四分の三と法律に設定し、残り四分の一を地方自治体に負担いただいています。

地方自治体においても、それぞれの管内の住民の保護の実施につきまして責任を負っていただいているところであり、費用についても一定割合御負担していただかなければなりません。それで、私の知人の弁護士がつくりました、逆引きといいますか、一覧性のある、困っている人、自分が何に困ついたらどういう制度が利用できるんだ、こういったものを添付資料として配付させていただきました。そのカードは非常に話題を呼びまして、大手の新聞社あるいはNHKなどでも取り上げられたというふうに聞いております。

これが驚きました、やればできるのなら最初からとも思ったわけですけれども、ただし、いろいろな批判だと意見だとかがあつて改善されています。そして、先ほど大臣もおっしゃっていましたが、やはり機動性の部分が少し欠けているところがある。それから、官僚組織がありがちなところではありますけれども、工夫に欠けるところがある。こういったことが非常に浮かび上がってきたのではないかと思つております。

一方、利点もありまして、それは、指摘があれればきちんと改善していく、本当に、気づけば真面目に取り組んで日々改善されていく、そういうところがあるということを感じさせていただいております。

一つ例を挙げますと、当委員会でも以前私が質問したときに、政府のさまざまな諸施策、非常にいいものがあつたんだけれども、それが国民に非常にわかりにくい、ですから、それが正當に評価されない、あるいは使われないという非常に残念な結果を生んでいる。それで、私の知人の弁護士がつくりました、逆引きといいますか、一覧性のある、困っている人、自分が何に困ついたらどういう制度が利用できるんだ、こういったものを添付資料として配付させていただきました。そのカードは非常に話題を呼びまして、大手の新聞社あるいはNHKなどでも取り上げられたというふうに聞いております。

これに関して、当初、外国からの入国制限等をとったときに、自主待機していただくのに交通手段も用意しなければホテルも自分で手配しようと、本当にやる気があるのかと、いうような対応だったわけです。これはSNSで実態を披露された方がいたときに、話題を呼んで、たしか公明党の委員の方でしたか、外務委員会でも問題とされておりまして、私もそれを、ちょうどそのときに質問の機会があったもので聞こうと思ったんですけども、先に質問がきちんとあつたのですから、質問するのをやめたんですけども、そういうふうな批判に対する反応して、これもまた現在では政府の方で手配している。

こういった不斷の検証と、それから見直し、これは本当に大事なことだと思います。特に今